

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1．事業の概要

平成19年度の食品リサイクル法の改正に伴い、基本方針も改正され、新たな再生利用等実施率目標（食品製造業85%、食品卸売業70%、食品小売業45%、外食産業40%）が策定されたが、食品小売業や外食産業においては、実施率（平成19年度実績値食品小売業35%、外食産業22%）は比較的低いままとなっている。このため、実施率の向上に資する再生利用事業計画（リサイクルループ）の認定の促進や登録再生利用事業者の育成等を行い、食品リサイクルを推進することが必要。

また、循環型社会の形成に向け必要な3R（リデュース、リユース、リサイクル）では、最初に位置付けられているリデュース、つまり発生抑制を第一に促進することが肝要であることから、食品循環資源についても、発生抑制を促進していくための施策を行う。

2．事業計画

食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制に資する消費者の消費行動の在り方について、消費者の意識・行動の調査や、食品小売店の食品廃棄物等の発生抑制につながる売り方に関する実証実験調査などを行い、効果的な発生抑制手法を検討する。（新規）

各地域におけるリサイクルループ形成や登録再生事業者の育成を促進するため、事業者を対象としてセミナーの開催等を行う。（拡充）

食品リサイクルの先進的な取組を行っている優良事例の表彰を行い、食品リサイクルの取組の底上げを図る。（継続）

食品関連事業者の再生利用等の実態を調査するとともに、食品リサイクル法の効果等を把握するための実態調査を行う。（継続）

3．施策の効果

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づく食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上を図るとともに、消費者の意識向上による行動の広がりにより、多量排出事業者の発生抑制を促進する。